

重要な構成要素の個表

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
1	農用地区域	すいせんばたけ あざ はまおひら 水仙畑 (字 浜大比良)	糠 230-57-1 ほか	個人

概要・価値

- ・杉山集落の「水仙山」と呼ばれていた地域で、もともとは水田や畑だった斜面の耕作地を昭和 40 年代以降に水仙栽培へ転用し現在も露地栽培が行われている。
- ・農耕に関する景観として重要。

維持保存する基準

- ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。
- ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。



No.	景観単位	名 称	所在地	所有者等
2	農用地区域	すいせんばたけ あざ うえのはま 水仙畑 (字 上之浜)	糠 222 字 28	個人

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・もともとは杉山の住民が所有していた海岸沿いの耕作地を糠の住民が購入し、転用した水仙畑。昭和 50 年頃までは水田として利用されていた。 ・農耕に関する景観として重要。
-------	---

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。
----------	---



No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
3	農用地区域	すいせんぼたけ あぎ みなみはせ 水仙畑 (字 南長谷)	糠 186-38	個人

概要・価値

- ・もともとは畑だった斜面の耕作地を昭和 50 年代以降に水仙栽培に転用し、現在も露地栽培が行われている。
- ・農耕に関する景観として重要。

維持保存する基準

- ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。



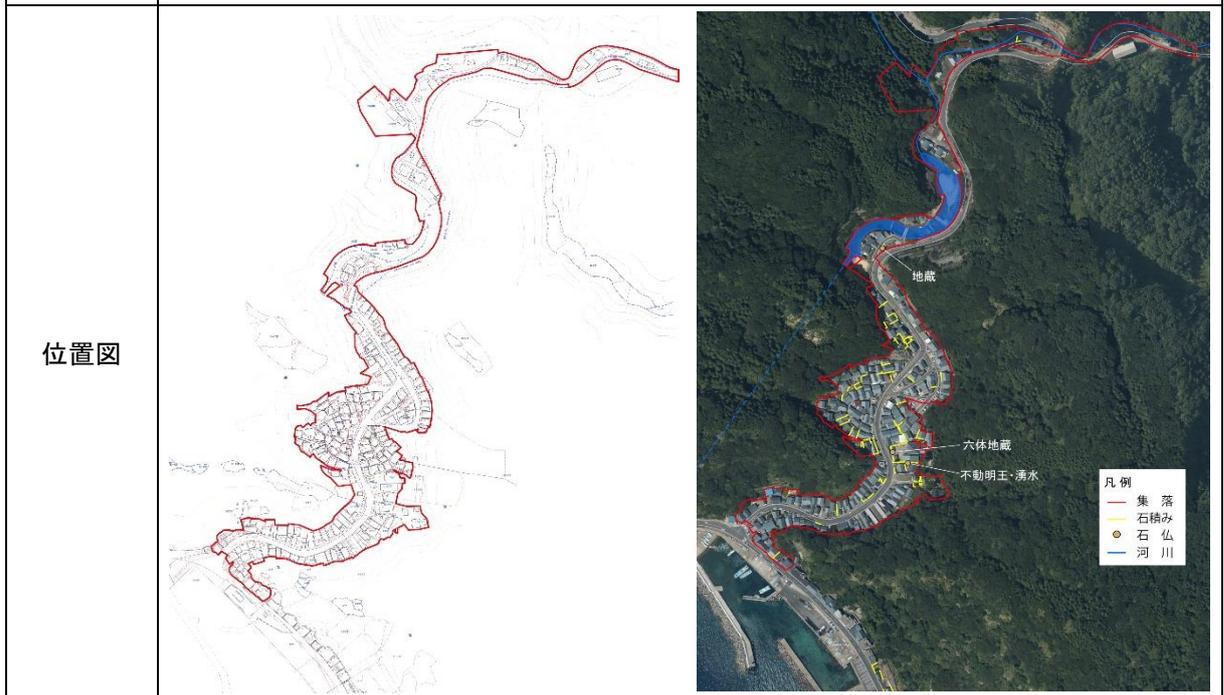
No.	景観単位	名 称	所在地	所有者等
4	集落区域	ぬかしゅうらく 糠集落	糠	糠区、福井県、 南越前町

概要・価値

・糠集落は、糠川が流れる細長い谷筋の僅かな平地に集落を形成し、田畑だけではなく山林や海での生業も糧にしながら生活が営まれてきた。地形的な条件と生活・生業との結びつきなどの点で、文化的景観の本質的価値を担っている。

維持保存する基準

・保存活用計画書「7-3. 重要な構成要素「糠集落」の保存方針のとおり」





越前海岸糠の水仙畑と農村景観
重要な構成要素（糠集落）範囲図

文化的景観の重要な構成要素（糠集落）として特定する範囲
 集落区域内における建物を包括する範囲で、道路（県道・町道）及び河川（糠川・八田川）を含む。福井県が管理する県道のうち国有無番地については対象外とする。

- | | | | |
|---|-----|--|-----|
| | 石積み | | 県道 |
| ● | 石 仏 | | 町道 |
| | 社 寺 | | 糠川 |
| ● | 記念碑 | | 八田川 |



No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
5	集落区域	じゅうくしゃじんじや 十九社神社	糠 15-35	十九社神社

概要・価値	<p><small>おおとらのみこと</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大戸道尊を御祭神とし、あわせて十九神（七仏薬師・十二神将）を祀る。 ・慶応2年(1866)に村の大半を焼失した大火の際にも、氏子たちにより御神体は持ち出され被災を免れたと伝わる。 ・本殿及び拝殿は再建、改修を経て新築されたが、薬師堂と門は旧状を留めている。 ・火祭りや秋祭りなどの祭事が行われており、歴史・信仰の観点から重要。 <p>【保存対象】本殿及び拝殿（位置）、門、薬師堂</p>
-------	--

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿及び拝殿は、昭和58年に新築されたRC造の建物ではあるが、地域の信仰の場として重要であり、境内景観の向上に資する修景を行う。 ・門及び薬師堂については現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。
----------	---

写真	 <p style="text-align: center;">本殿及び拝殿</p>  <p style="text-align: center;">門</p>  <p style="text-align: center;">薬師堂</p>  <p style="text-align: center;">境内地</p>
----	--

位置図	 
-----	--

【保存対象】本殿（位置）

規 模：3.6m×3.0m

構造形式：RC造 流造 銅板葺

建築年代：昭和58年(1983)

特 徴：大戸道尊を御祭神とし、あわせて十九神（七仏薬師・十二神将）を祀る。明治時代までは円光寺住職が別当職を務め、十九社大権現じゅうくしゃだいがんげんとも呼ばれた。昭和58年、境内地が拡張されるとともに現在地に新築された。



側面



側面

【保存対象】拝殿（位置）

規 模：8.2m×7.5m

構造形式：RC造 唐破風入母屋造 銅板葺

建築年代：昭和58年(1983)

特 徴：本殿ともに昭和58年に新築された。北前船や軍艦などの絵馬が奉納されている。



正面



側面

【保存対象】門

規 模：7.2m×4.0m

構造形式：木造 入母屋造 棧瓦葺

建築年代：明治時代初期

特 徴：現在の参道が整備された明治初期の建築。御神輿と祭礼用具が格納されている。



正面



側面

【保存対象】薬師堂

規 模：2.1m×2.1m

構造形式：木造 流造 棧瓦葺

建築年代：江戸時代

特 徴：十九社神社が当地に遷座する以前から存在したと伝わる。薬師如来を祀る。



正面



側面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
6	集落区域	まつおじんじゃ 松尾神社	糠 210-26-1	個人

概要・価値

・酒神として信仰される京都嵐山の松尾大社の御分身を祀る。糠杜氏組合により大正2年(1913)に創建されたもので、境内には酒造功労碑がある。生活・信仰の観点から重要。

【保存対象】社殿

維持保存する基準

・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。



【保存対象】社殿

規 模：3.9m×5.8m

構造形式：木造 流造 銅板葺

建築年代：大正2年(1913)

特 徴：本殿と拝殿が一体となっている。



正面



側面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
7	集落区域	えんこうじ 円光寺	糠 15-6-1	円光寺

概要・価値

・神護景雲2年(768) ^{たいちようたいし}泰澄大師の創建といわれ、秘仏として泰澄大師自作の木造十一面観音菩薩立像(県指定文化財)が伝わる。歴史・信仰の観点から重要。
【保存対象】本堂、鐘楼、地藏堂

維持保存する基準

・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。



【保存対象】本堂

規 模：13.8m×13.8m

構造形式：木造 宝形造 棧瓦葺

建築年代：慶応4年(1868)

特 徴：本堂は慶応2年(1866)の大火後に再建されたもので、7間四面。御本尊の阿弥陀如来立像や秘仏・十一面観音菩薩立像のほか多くの仏像を安置する。

本堂背面の離れ（昭和31年）と庫裏は保存対象外とする。



正面



背面

【保存対象】鐘楼

規 模：2.3m×2.3m

構造形式：木造 切妻造 四本柱 棧瓦葺

建築年代：昭和13年(1938)

特 徴：糠の大工により再建されたものと伝わる。



正面



側面

【保存対象】地蔵堂

規 模：2.4m×1.0m

構造形式：木造 切妻造 棧瓦葺

建築年代：昭和初期

特 徴：六体地蔵を安置する。



正面



六体地蔵

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
8	集落区域	とうじかんれんこうろうひ 杜氏関連功勞碑 (松尾神社)	糠 210-26-1	個人

概要・価値

・糠は半農半漁の村であったが、漁に出られない冬の生業として他国での酒造りの出稼ぎが広まった。明治44年(1911)には「越前糠酒造杜氏組合」が組織され、京都伏見はもとより兵庫の灘や大阪など各地の伝統産業を支えていった。糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功勞碑が、門下生によって建てられており、生活・生業の観点から重要である。

【保存対象】功勞碑5基

維持保存する基準

・現状を維持する。



【保存対象】 功勞碑①「向瀬角平 酒造功勞碑」

対象者：^{むこせかくべい}向瀬角平（糠杜氏組合初代組合長）

建立日：大正 9 年 10 月

発起人：杜氏組合中

寸法：幅 80cm×厚み 25cm×高さ 175cm



正面



右側面

【保存対象】 功勞碑②「大浦孫三郎翁酒造功勞碑」

対象者：^{おおうらまごさぶろう}大浦孫三郎（糠杜氏組合第 2 代組合長）

建立日：昭和 18 年 8 月

発起人：糠杜氏組合

寸法：幅 123cm×厚み 17cm×高さ 297cm



正面



背面

【保存対象】 功勞碑③「橋本吉太郎翁酒造功勞碑」

対象者：^{はしもときちたろう}橋本吉太郎（糠杜氏組合第7代組合長）

建立日：昭和35年10月

発起人：糠杜氏組合

寸法：幅94cm×厚み36cm×高さ276cm



正面



背面

【保存対象】 功勞碑④「岩崎翁公德碑」

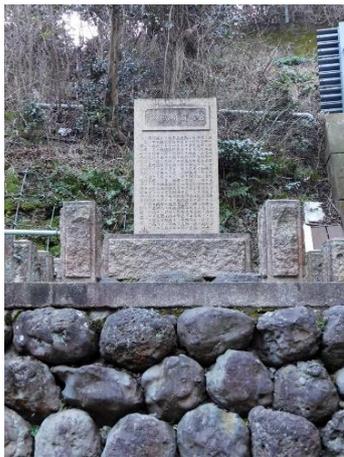
対象者：^{いわさきごんきち}岩崎権吉（糠杜氏組合第3代組合長）

建立日：昭和10年6月

発起人：壁下重治郎ほか12名

石工：石匠 永田庄之助

寸法：幅94cm×厚み36cm×高さ164cm



正面



背面

【保存対象】功勞碑⑤「山本嘉造翁碑」

対象者：^{やまもとかぞう}山本嘉造

建立日：昭和12年8月

発起人：酒造門下衆（磯野権吉ほか15名）

揮毫：正四位勲四等 副島昌

石工：石匠 北野正人

寸法：幅85cm×厚み13cm×高さ178cm



正面



背面

No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
9	集落区域	とうじかんれんこうろうひ 杜氏関連功勞碑	糠 16-3、16-4	個人

概要・価値

・糠は半農半漁の村であったが、漁に出られない冬の生業として他国での酒造りの出稼ぎが広まった。明治44年（1911）には「越前糠酒造杜氏組合」が組織され、京都伏見はもとより兵庫の灘や大阪など各地の伝統産業を支えていった。糠杜氏の発展に尽力した杜氏たちの酒造功勞碑が、門下生によって建てられており、生活・生業の観点から重要である。

【保存対象】功勞碑3基

維持保存する基準

・現状を維持する。



【保存対象】功勞碑①「濱松久吉翁敬徳碑」

対象者：^{はまつひさきち}濱松久吉

建立日：昭和 11 年 8 月

発起人：酒造門下衆

揮毫：正五位勲五等 金井春吉

石工：飯田

寸法：幅 84cm×厚み 30cm×高さ 244cm



正面



左側面

【保存対象】功勞碑②「山下昌彦翁酒造功勞碑」

対象者：^{やましたまさひこ}山下昌彦（糠杜氏組合第 6 代組合長）

建立日：昭和 27 年 8 月

発起人：越前糠酒造杜氏組合

揮毫：松尾大社 宮司 従五位 手塚道男

寸法：幅 88cm×厚み 30cm×高さ 295cm



正面



左側面

【保存対象】 功勞碑③「寺内治郎吉之碑」

対象者：寺内治郎吉
じうちじろきち

建立日：昭和5年8月19日（死亡日）以降

発起人：酒造門中（濱松市 太田謙太郎ほか15名）

寸法：幅36cm×厚み36cm×高さ90cm



正面



左側面



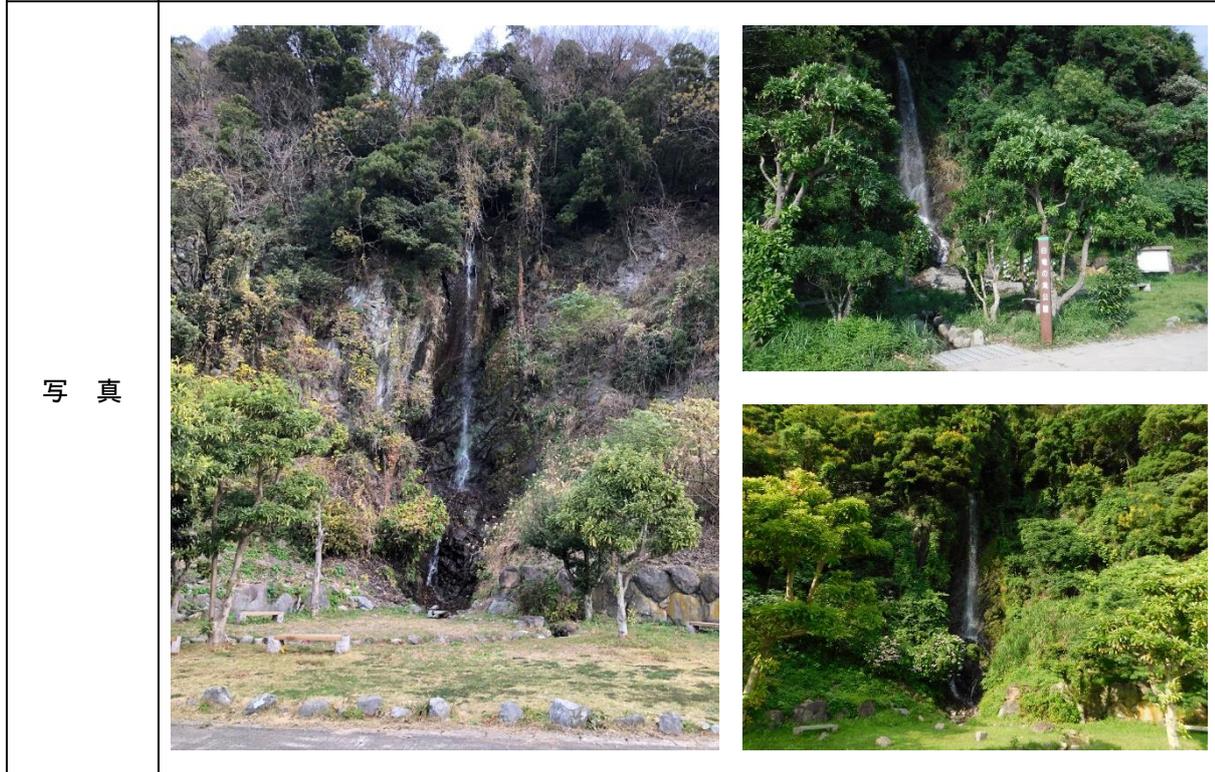
No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
10	海岸区域	はくりゅう たき 白竜の滝	糠 230-74	個人

概要・価値

- かつて出雲の国からそりこぶね反子船に乗った 19 人が糠浦に漂着した際、船を守った竜が、山頂にある暖かい池で体を癒すために昇ったという伝説が残る。
- 集落の発祥を伝え、自然的特性を示すものとして重要。

維持保存する基準

- 現状を維持する。



No.	景観単位	名称	所在地	所有者等
11	海岸区域	とくわかんかんとう そうなん ひ 特務艦関東の遭難の碑	糠 106-1-1 糠 111-1-14	南越前町

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・大正13年(1924)12月10日、糠沿岸で座礁・破船し殉職した特務艦「関東」乗組員の霊を弔う慰霊碑。当時、糠をはじめ地域の男性は杜氏の出稼ぎで家を空けており、杉山・神土の女性たちが中心となり献身的な救助活動を行った。 ・慰霊碑は、大正14年に有志により糠集落のエビスト山に建てられたが、海岸線に道路が開通し国道305号として整備されたため、昭和61年に遭難現場に近い現在地に移設され慰霊碑公園として整備された。同年河野村の史跡に指定。 ・碑の正面には「忠勇」の文字とともに座礁時の状況が記され、背面には殉職者の名が刻まれている。石工は永田庄之助。碑の寸法は幅115cm×厚み23cm×高さ364cm。 ・集落の歴史を伝えるものであり、男性が出稼ぎで不在となる冬季に集落を守ってきた女性の連帯感を想起させるものとして重要。
-------	---

維持保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する。
----------	---



参考資料

< 目次 >

1. 自然公園法による行為の制限について..... 59
2. 景観法に基づく南越前町景観計画による規制・誘導..... 61
3. 福井県屋外広告物条例による規制..... 67

1. 自然公園法による行為の制限について

1-1. 自然公園法とは

自然公園法とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定されている。

1-2. 自然公園内の行為の規制について

1) 区域の設定について

自然公園では目的に応じた公園計画を策定しており、その中で風致を維持するための区域を定めている。それぞれの区域の名称とその概要は表1に示すとおりである。

表1 区域の名称とその概要

区域の名称	概要
特別保護地区	景観を維持するために特に保護が必要な地域
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護する必要がある地域
第2種特別地域	第1種、第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別保護地区、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域内であって公園区域外との緩衝ゾーンとしての役割を果たす地域
海域公園地区	魚類等の生物の多様性や海底地形、海上景観が特に優れている地域

2) 許可・届出が必要な行為の内容について

各区域内での行為は許可や届出の制度を設けている。通常、普通地域では届出書の提出、その他の地域は許可が必要となる。手続きが必要な行為の例は表2、3のとおりである。

表2 許可が必要な行為の例

①工作物の新增改築	⑥土石等の集積
②木竹の伐採	⑦水面の埋め立て、干拓
③鉱物の掘採、土石の採取	⑧土地の開墾、土地の形状変更
④河川、湖沼等の水位や水量の増減	⑨環境大臣が指定する植物を採取等
⑤広告物の設置	⑩屋根、壁面等の色彩を変更すること など

表3 届出が必要な行為の例

①基準を超える規模の工作物の新增改築
②特別地域内の河川、湖沼等の水位や水量の増減
③広告物の設置
④水面の埋め立て、干拓
⑤鉱物の掘採、土石の採取
⑥土地の形状変更
⑦特別地域内での非常災害応急対応
⑧特別地域内での木竹の植栽 など

3) 規制内容について

原則として特別保護地区や第1種特別地域での改変は避けるものとし、その他の区域については区域の種類により規制の基準が異なる。

規制内容の考え方は景観を保護する観点と生物多様性及び環境を保全する観点から決められており、主な項目の例は表4に示すとおりである。なお、行為の目的などにより規制の基準が変わるため、詳細は自然公園法、自然公園法施行規則をご確認いただくか、担当部局（令和元年度時点、福井県安全環境部自然環境課）にご相談いただきたい。

表4 主な規制項目（行為の内容や目的によって該当項目は変わる）

<p>【景観の保護の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望地からの展望や眺望 ・色彩や形態 ・道路や周辺境界からの離隔 ・建築物の規模等 ・工作物の規模等 <p>【生物多様性・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な動植物の生息 もしくはそういった場所でやむを得ず改変する場合の環境配慮[※] ・支障木の伐採 ・土地の改変面積 ・改変場所の緑化計画 ・施工中の濁水防止対策 ・必要に応じた撤去計画

※行為の内容や規模によって環境調査を行う必要がある。

2. 景観法に基づく南越前町景観計画による規制・誘導

2-1. 届出対象行為

南越前町景観計画では、町全体を景観計画区域とし、良好な景観の形成に著しく影響を与えると考えられる一定規模以上の行為を対象としている。

表5 景観計画区域における届出対象行為

行為の種類	届出の対象とする規模
建築物の建築等	<p>①建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが13mを超えるもの、又は階数が3を超えるもの</p> <p>イ 建築物の延床面積が500㎡を超えるもの（土地利用の目的及び利用形態が一体と認められる場合において2以上の建築物が建築される場合は、それらの延床面積の合計）</p> <p>ウ 増築にあつては、当該増築に係る延床面積が500㎡を超えるもの</p> <p>②上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
工作物の建設等	<p>①工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該工作物の高さが13mを超えるもの（建築物の屋上に設置される場合は、高さが5mを超えるもの）</p> <p>イ 築造面積（工作物の水平投影面積）が500㎡を超えるもの</p> <p>ウ 地盤面からの高さが2mを超える、又は、水平投影面積が500㎡を超える太陽光発電整備</p> <p>エ 高さが2mを超え、かつ、1辺の長さが30mを超える塀・柵</p> <p>オ 橋梁、高架鉄道の類で、高さが5mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>②上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p> <p>※届出の対象とする工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・広告塔、記念塔その他これらに類するもの ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・塀、柵、擁壁その他これらに類するもの（生垣は除く） ・乗用エスカレーター、昇降機その他これらに類するもの ・ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車等遊戯施設その他これらに類するもの ・クラッシャープラント、コンクリートプラント等の製造施設その他これらに類するもの ・石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの ・前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

行為の種類	届出の対象とする規模
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの ②当該行為により高さが2mを超え、かつ延長が30mを超える法面又は擁壁を生じるもの ※農業、林業又は漁業を営むために行う行為は除く
木竹の伐採	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土 石、廃棄物及び 再生資源その他 の物件の堆積	①当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの ※工場等の敷地内で行われるものは除く ※工事のために必要な一時的な仮置き等で、30日以内で行われるものは除く
都市計画法に規 定する開発行為	※以下の理由により、全てを適用除外とする ①南越前町は全域が都市計画区域外で、1ha未満の開発は許可が不要 ②開発許可に対して景観計画で定めることができる基準が次の事項であり、南越前町において制限することが不相当と判断 ア 開発によって生じる法の高さの最高限度 イ 開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度 ウ 開発区域内の木竹の保全、植栽面積の最低限度 ⇒「土地の形質の変更」において景観上の配慮を求めることとする

2-2. 景観形成基準

景観計画区域において届出の対象となる建築物、工作物、その他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりである。

1) 建築物

表6 景観計画区域における建築物に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき基本的基準	○建築物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン（形態・意匠、色彩、素材等）を工夫する
敷地内における位置及び外構	○背景となる山や海などとの関係性を意識し、できるかぎり眺望を阻害しない配置とする ○前面道路の境界からできるかぎり後退し、町並みや歩行者に圧迫感を与えないようにする ○今庄宿周辺など壁面線が揃っている場所では、壁面の位置を周囲に合わせる、塀や植栽を設ける、空地部分の修景などにより、町並みの連続性に配慮する ※今庄宿の景観形成重点地区を設定するまでの暫定基準 ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す ○植栽にあつては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい
高さ	○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する
形態及び意匠	○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する ○歴史的・地域の伝統的な意匠を有する建築物については、できるかぎりその意匠を維持する ○高層の建築物は、屋根に勾配を持たせるなどして、できるかぎり山並みの稜線や周囲の町並みとの調和に配慮する
壁面	○特に大規模な建築物の場合は、無機質な壁面とならないよう、壁面に凹凸を設けるなど工夫する ○広告物の表示も最低限にとどめ、派手にならないようにする ○原則として、壁面にはイラストを用いないようにする ※屋外広告物の制限自体は、福井県屋外広告物条例による
素材、材料	○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、建築物の外観の全部または一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める ○光沢性のある素材や反射性の強い素材（窓を含む）の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい

項目	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の外壁や屋根には、高彩度の色彩（けばけばしい色）や威圧感を与える色彩を使用しない ○高彩度の色彩をアクセントカラーとして用いる場合は最低限とし、建築物全体としてのバランスを阻害しないようにする ○建築物の壁面・屋根に使用する色彩は、R・YR・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色は明度2以上とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい ○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分については、この限りではない ○上記以外の色彩を用いる場合は、建築物の外壁・屋根等の見付面積の1/10以下とする
塀、柵等	<ul style="list-style-type: none"> ○町並みや歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう、高さや形状、色彩などを工夫する
付属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ○車庫や自転車置き場、倉庫、機械室等は、主要な通りから容易に見えない位置に配置するか、主建築物と一体的にデザインする
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等の公共空間からできるかぎり目立たない位置に設置し、やむを得ない場合は、遮蔽を施すなどして目立たないようにする ○ベランダや屋外階段等も、建築物と一体のデザインとするなど工夫する
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ○町並みの連続性を損ねないように、できるかぎり植栽等によって遮蔽することが望ましい
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間における敷地内の照明や建築物への投光は、過剰な光源や点滅を避け、周囲に配慮するとともに、光害とならないようにする（ただし、イベントとして実施する場合を除く）

2) 工作物

表 7 景観計画区域における工作物に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき 基本的基準	○工作物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン（形態・意匠、色彩、素材等）を工夫する
敷地内における 位置及び外構	○背景となる山や海、農地などとの関係性、町並みや歩行者に与える圧迫感等を考慮し、できるかぎり影響を与えない配置とする ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す ○植栽にあっては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい ○太陽光発電設備は、周囲から容易に望見できないよう遮蔽措置に努める
高さ	○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する
形態及び意匠	○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する ○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面の緑化や擁壁面の形状に変化を付けるなどの工夫をする ○橋梁は、高欄や橋脚との一体性の確保、配管や設備等の遮蔽措置に努める
素材、材料	○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、外観の全部又は一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める ○光沢性のある素材や反射性の強い素材の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい
色彩	○工作物の外観に使用する色彩は、R・YR・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色は明度2以上とする ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい ○風力・波力発電設備の色彩は、白又は灰色（無彩色、明度8以上）を基本とする ○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分については、この限りではない ○上記以外の色彩を用いる場合は、工作物の見付面積の1/10以下とする

3) その他の行為

表 8 景観計画区域におけるその他行為に係る景観形成基準

項目	景観形成基準
配慮すべき 基本的基準	○当該行為が地域の景観・町並みに与える影響を十分に予測し、その影響を最小限に留めるよう工夫する
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	○当該行為に係る区域の周囲には、植栽や景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの遮蔽に努める ○長大で無機質な擁壁が生じないように配慮し、やむを得ない場合は、勾配を設ける、植栽を施すなど工夫する ○今庄宿周辺や河野北前船主通り、越前海岸の水仙畑周辺から容易に見える場所では、土石の採取は行わないことが望ましい
木竹の伐採	○木竹の伐採後は、速やかに植栽の復旧を行う ○復旧に際しては、地域の植生に適したものをを用いることが望ましい ○当該行為の区域内に、樹容や樹齢に優れるなど価値の高い樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、できるかぎり保存に努める
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の 堆積	○当該行為に係る敷地の周囲を植栽や景観に配慮した塀で遮蔽するなど、堆積物が通りから見えないよう工夫する ○堆積する高さはできるかぎり低くし、また、整然と積み上げ、周囲に対して圧迫感や危険性を与えないようにする

3. 福井県屋外広告物条例による規制

計画対象範囲は、重要文化的景観選定後に全域が福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域となり、広告物の表示（設置）は、一定面積より小さい自家用広告物などを除いて原則禁止される。広告物を表示（設置）する場合は、許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

表9 福井県屋外広告物条例の第1種禁止地域における許可基準

規制対象行為		許可基準	
		個別基準	総量規制
自家用 広告物	屋上広告	・表示（設置）しないこと	1 敷地 10 m ² 以下
	壁面広告	・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積：100 m ² 以内] ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20 m ² 以内 [当該壁面面積：100 m ² 超] ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	
	広告板、広告塔	・高さ3m以下	
	突出広告	・道路の敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しないこと	
	はり札、立看板、のぼり	・表示面の縦の長さ2m以下、横の長さ1m以下 ・高さ3m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
案内広告物		設置不可	
一般広告物		設置不可	

越前海岸の水仙畑
糠の文化的景観
保存活用計画

令和2年7月
[令和3年1月改訂]

編集・発行 南越前町 教育委員会事務局
福井県南条郡南越前町牧谷 29-15-1
編集・協力 株式会社 日本海コンサルタント

